

# 肝付町営農振興事業補助金について

この事業は、肝付町の農業粗生産額向上や担い手農家の農業所得向上を図るため、園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整等に要する機械や機材を整備する取組を支援する事業です。

## ◇事業の対象者

- (1) 認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農のいずれかであること。
- (2) 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。

## ◇補助金の対象作物 野菜、果樹、花き

## ◇補助金の対象経費 上述の目的を達成するために必要な下記の経費です。

- (1) 専用機械及び専用機材、専用アタッチメント
- (2) 汎用性のある機械は、認定新規就農者が新規導入する場合に限り下記①②の機械を対象とする。  
①耕耘用機械（トラクター、耕耘機、管理機） ②薬剤散布用機械（動力噴霧機）



## ◇補助額

事業費の額が10万円以上のものに対し対象経費の2分の1以内で、1件当たり100万円を限度とします。

## ◇対象者の選定（事前審査）

- (1) 必要な書類：見積書、カタログ等
- (2) 申込み期限：令和元年10月15日（火）
- (3) 申込み窓口：肝付町役場農業振興課

※審査通過者は、補助金の交付申請に当たり、事業計画書、収支予算書、作付計画書を提出していただきます。

## ◇留意事項

作付計画にある作物を作付けしなかった場合などは、補助金の交付決定取り消しや返還を求める場合もあります。5月号で広報周知した同事業の取組みをされた方は、今回は対象外となりますのでご了承ください。詳しくは、下記までお問合せください。

■お問い合わせ先：肝付町役場 農業振興課 農政係 電話 0994(65)8417

# 事業者の皆様へ ～消費税説明会を行います～

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方は、帳簿・請求書などを税率ごとに区分して作成する必要があります。また、レジやシステムの導入・改修が必要になる場合があります。

本年10月の実施を目の前に控え、軽減税率制度などについて理解を深めて頂くため、鹿屋税務署と肝付町と共同で次のとおり説明会を行います。

開催日時	開催時間	会場
令和元年9月9日(月)	1回目 10:00～11:30	肝付町文化センター 2階会議室
	2回目 13:00～14:30	

- (注) 1 当日は、筆記用具をお持ちいただくようお願いします。  
2 出席の有無についての事前の連絡は不要です。  
3 説明内容は同じなので、都合がいい時間帯で参加してください。

○軽減税率制度については、  
国税庁ホームページ「<https://www.nta.go.jp/>」の特設サイト「消費税の軽減税率制度」

○軽減税率対策補助金については、  
軽減税率対策補助金事務局「<http://kzt-hojo.jp/>」 軽減コールセンター「0120(205)553」をご覧ください。



お問い合わせ先 鹿屋税務署個人課税第1部門 電話 0994(42)3128  
肝付町役場 税務課 賦課係 電話 0994(65)8414